

6年度発中畜第2307号
令和6年8月6日

各 位

公益社団法人中央畜産会
会 長 森 山 裕
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震に係る支援金の募集について(協力依頼)

本会業務につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年1月1日に発生した能登半島地震から半年の月日が経ちましたが、石川県内の畜産農家は、甚大な被害を受けながら経営を続けられています。

特に、道路や水道等のインフラの復旧、畜舎の修繕等の遅れは、畜産農家による生産活動にも大きな影響が出てきており、さらには生産資材の高騰等で経営的に厳しい状況に置かれております。

本会では、これまで地元の公益社団法人石川県畜産協会（以下「石川県畜産協会」という。）と県内の畜産農家に対する支援等について協議を進めてまいりましたが、地震発生から時間が経過してしまうと各種支援が少なくなることへの懸念があるとの意見もあり、今般、この時期に支援金をお願いすることといたしました。

募集の内容につきましては、下記の内容によるものとし、お預かりした支援金は、石川県畜産協会により配分等を決定し、石川県内の畜産農家(酪農・肉用牛・養豚・養鶏)の皆様にお届けすることといたしますので、多くの皆様にご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、今回の地震では新潟県、富山県、福井県においても被害が発生し、災害救助法が適用されましたが、公益社団法人新潟県畜産協会、公益社団法人富山県畜産振興協会、一般社団法人福井県畜産協会のご厚意により、支援金の対象を石川県内の畜産農家にいたしましたのでご承知置き下さい。

記

1 募集目的

能登半島地震による石川県内の畜産農家への支援

2 募集期間

令和6年8月15日(木)から10月31日(木)まで

3 募集金額

【法人の場合】 1口50,000円 2口以上の金額でお願いいたします

【個人の場合】 1口3,000円以上でお願いいたします

4 支援金振込先

| 金融機関名 (金融機関コード) | 口座番号 | 口座名義 |
|---------------------------|-----------------|--------------------------------|
| みずほ銀行(0001) 虎ノ門支店(046) | 普通預金 4629211 | 公益社団法人中央畜産会 シャ) チュウオウチクサンカイ |

5 その他

ご協力いただける場合は、別紙様式の送付をお願いいたします。

5 本件の連絡先

管理部(総務) 高野・中神・白濱・月井

TEL:03(6206)0840 FAX:03(5289)0890 e-mail: notoshien@jlia.jp

(別紙様式)

令和6年 月 日

公益社団法人中央畜産会 管理部 御中

FAX : 03(5289)0890 e-mail : notoshien@jlia.jp

令和6年能登半島地震に係る支援金の募集について

| | | |
|----------------------------------|---------------|--|
| 1 法人の場合 | 名 称 | |
| 2 個人の場合 | 氏 名 | |
| | 所属先 | |
| 2 連絡先 | 住所等 | 〒 _____ _____ _____ TEL : _____ e-mail : _____ |
| | | 【法人の場合】 ご担当者氏名 _____ 所属先 _____ TEL : _____ e-mail : _____ |
| 3 支援金額 | 金 _____ 円 | 振込手数料は各自でご負担願います |
| 4 送金日 | 令和6年 月 日 | |
| 5 領収書の発行 (上記2と同様であれば 記載不要) | 発行の希望 | ① 希望する ②希望しない |
| | 領収書宛名 | |
| | 送付先 | 〒 _____ 住所 _____ _____ |
| | お問合せ先 | ご担当者氏名 _____ 所属先 _____ TEL : _____ e-mail : _____ |
| 6 ホームページ掲載 | ① 掲載許可 ② 掲載不可 | |

この様式は中央畜産会ホームページにおいても提供しております

令和6年能登半島地震に係る支援金の取扱いについて

お預かりした支援金は、公益社団法人石川県畜産協会により配分等を決定していただき、石川県内の畜産農家(酪農・肉用牛・養豚・養鶏)の支援に充てさせていただきます。

1 領収証の発行について

銀行振込にて支援金を送金の場合、控としてお手元に残る「振込票」をもって、本会領収とさせていただきます。これとは別に、「領収証」発行希望の方は、別紙様式に記載をお願いします(口座への入金を確認させていただいたのち、順次郵送いたします)。

また、現金持参での支援金の場合も同様の「領収証」を発行します。

2 支援金の税務上取扱いについて

本会は特定公益増進法人であり、当該支援金(寄附金)は当法人発行の「領収証」、又は支援金の「振込票」(銀行送金)と「令和6年能登半島地震に係る支援金の募集について」(令和6年8月6日付け6年度発中畜第2307号)により法人税損金算入や所得税等控除が可能です。

(1) 法人

寄附金損金算入通常枠に加え、特定公益法人増進法人の損金算入枠内で損金可

関係法令：法人税法第37条第3項

(2) 個人

確定申告による一定の所得税・住民税の所得控除

(控除限度額あり。住民税は都道府県・市区町村の条例指定による)

関係法令：所得税法第78条第1項、第2項

地方税法第37条の2第1項、第314条の7第1項

3 ご協力いただいた場合のホームページ掲載について

支援金にご協力いただいた方は、本会ホームページでお名前・金額・住所(都道府県・市町村まで)を掲載させていただきます(掲載許可の上)。

4 その他

支援金拠出者が反社会的勢力と判明した場合は、支援金をお断りします。